平成２３年（フ）第２５９９号
大阪市港区磯路３丁目25番７―811号
債務者　辻　　五郎
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０１号
大阪府八尾市若林町１丁目52番地の２　ツツミレジデンス407号
債務者　萩尾　知久
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６０９号
大阪市淀川区十三東５丁目２番33号　グリーンハイツ十三202号
債務者　青木　浩晃
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２６１３号
大阪市住之江区南加賀屋２丁目６番５号
債務者　与儀　幸史
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１８号
大阪府岸和田市沼町13番７―101号
債務者　中山　恵子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
大阪府岸和田市別所町２丁目13番６号アルコーイリスⅠ
債務者　福井　康之
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
大阪府岸和田市小松里町898番地
債務者　坂本明忠こと　丁　　明忠
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２３３号
大阪府貝塚市福田31番地１ファミールハイツフクダＡ202、前住所大阪府貝塚市久保７番地１棟109号
債務者　藤本　季代
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
大阪府泉南市信達大苗代62番地泉南一丘団地15棟507号
債務者　新谷眞那美
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４６号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地13棟107号
債務者　矢本登志子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２４７号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地13棟107号
債務者　矢本　末光
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５５号
大阪府泉大津市池浦町１丁目14番10号
債務者　川西　周一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２５９号
大阪府和泉市芦部町117番地の５
債務者　野口みゆき
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６２号
大阪府貝塚市地蔵堂675番地67
債務者　中道　　登
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６３号
大阪府貝塚市地蔵堂675番地67
債務者　中道壽美子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
大阪府貝塚市橋本1000番地　、住民票上の住所大阪府泉佐野市下瓦屋３丁目13番６―103号
債務者　花崎喜代子
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
大阪府泉佐野市長滝3588番地の１、前住所和歌山市松江北６丁目７番32号インペリアル松江101号
債務者　大竹　宗一
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係